

消防指令管制業務実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 無線従事者（第3条—第5条）
- 第3章 研修及び訓練等（第6条）
- 第4章 通信運用（第7条—第21条）
- 第5章 通信機器等の取扱い（第22条—第27条）
- 第6章 雑則（第28条—第30条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、消防指令管制業務の実施及び消防防災情報システム並びに消防通信機器運用管理について定めるとともに、消防通信の効率的な運用を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 消防通信とは、火災、救急及びその他の災害（以下「災害等」という。）の発生に関する通報（以下「災害通報」という。）並びに消防業務（以下「業務」という。）についての通信で、別表第1「消防通信の種別」に掲げるものをいう。
- (2) 消防通信施設（以下「通信施設」という。）とは、消防通信の用に供する施設をいう。
- (3) 消防通信機器（以下「通信機器」という。）とは、通信施設を構成する各機器で、別表第2「消防通信機器の種類」に掲げるものをいう。
- (4) 指令室とは、消防指令管制業務（以下「管制業務」という。）を行うため、本部に設けられた人的物的施設の一体をいう。
- (5) 管制業務とは、災害通報の受付、消防隊等の編成、出場指令、通信統制、災害情報及び災害活動上必要な情報（警防情報、医療情報、気象情報）の収集、伝達並びにこれらに付帯する業務をいう。
- (6) 指令室勤務員（以下「勤務員」という。）とは、指令室に設置した通信機器の通信操作（通信を行うために必要な運用上の操作をいう。）に従事する者をいう。
- (7) 消防隊等とは、消防隊、救助隊、救急隊、その他、災害等に出場する隊をいう。
- (8) 指令とは、指令室から消防隊等へのお出、その他の部隊運用に必要な命令をいう。
- (9) 消防防災情報システム（以下「システム」という。）とは、消防本部に設置され

たコンピュータ制御による管制業務等の処理装置をいう。

第2章 無線従事者

(無線従事者の配置)

第3条 消防長は、無線通信操作を行わせるため、法定資格を有する無線従事者を置かなければならない。

(無線従事者の法定資格)

第4条 前条に定める無線従事者の法定資格とは、電波法（昭和25年法律第131号以下「法」という。）第40条に規定する第三級陸上特殊無線技士以上の資格をいう。

(無線従事者の留意事項)

第5条 無線従事者は、法を遵守し、通信施設等の機能の精通に努めるとともに、常に冷静な判断と的確な操作により通信機能の活用を図り、あわせて次に掲げる事項についても、特に注意しなければならない。

- (1) 通信内容の秘密の保持
- (2) 通信内容の簡潔、明瞭
- (3) 必要な通信事項の記録と保存
- (4) 通信施設等の機能管理に必要な点検及び試験の実施
- (5) 通信施設の故障その他の通信障害に対する適切な処置

第3章 研修及び訓練等

(勤務員の研修及び訓練等)

第6条 消防長は、勤務員の資質の向上を図るため、管制業務に関する研修及び訓練計画（以下「研修等」という。）の指針を示すものとする。

- 2 指令情報課長は、前項の指針に基づき研修等の計画をたて、勤務員に対して必要な研修等を実施するとともに、管制業務に関する講習等に積極的に参加させなければならない。
- 3 勤務員は、前項の計画に基づく研修及び講習等のほか、管制業務に必要な通信機器に精通するとともに、市域内の実態把握等管制業務向上のため、自己啓発に努めなければならない。

第4章 通信運用

(指令室の任務)

第7条 指令室は、災害等の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その災害活動等に関する必要な指令、通信統制及び情報の収集、伝達等を実施することにより、消防隊等の統制的運用を図り、災害活動等の効果をあげるものとする。

2 指令室は、前項の消防隊等の統制的運用を図るため、必要な消防隊等の編成並びに災害活動等の実施に際し、次に掲げるところにより状況把握しなければならない。

(1) 消防車両等の動態管理については、車両動態位置管理装置（以下「AVM」という。）、受令装置及び無線等により監視を行わなければならない。

(2) 前号のAVMについて、災害などに出場した消防隊等は、別表第3「AVM端末装置項目」により端末装置を的確に操作しなければならない。

(勤務員の任務)

第8条 勤務員は、常に通信施設の着信に留意し、災害通報を受信したとき、災害の発生場所、対象名、災害状況など必要な事項を災害受付表（第1号様式）に従って聴取し、適切に指令を行わなければならない。

2 勤務員は、前項に規定する災害通報のうち風水害に関する災害を受信したとき、風水害受信表（第2号様式）に記録しなければならない。

3 災害通報受信時における指令台等の取扱いは、次に掲げるところによる。

(1) 火災報知専用電話回線等に着信があったときは、受付操作を行い、災害等の状況聴取、保留操作等を行わなければならない。ただし、状況聴取により保留操作等を行うことが適切でないとき、この限りでない。

(2) 携帯電話等から火災報知専用電話回線等に着信があったときは、災害発生場所を正確に聴取し、他市と判明したときは、速やかに転送操作を行わなければならない。

(3) 非常通報装置（火災の発生を通報するため、防火対象物に設置する有線電話装置をいう。）により災害等の通報があったときは、通報内容の確認のため「呼出信号」を送出し、確認しなければならない。

(4) 緊急通報システム（高齢者等の居宅に設置した災害等の発生を通報するための発信装置をいう。）により災害等の通報があったときは、通報内容を確認する等、必要な措置を講じなければならない。

(5) FAX又はメールにより災害等の通報があったときは、通報者に対し、通報内容について確認したことを返信する等、必要な措置を講じなければならない。

(6) 非常用指令設備は、指令台の受付及び指令操作が不能となったとき又は必要があると認める場合に使用しなければならない。

(7) 火災報知専用電話回線に設けられている「発信地表示システム」は、原則として高齢者、障害者、外国人等による災害通報時に、災害種別及び災害発生場所等が正確に聴取できない場合に使用しなければならない。

- 4 勤務員は、本部基地局に重大な障害が発生し、運用ができない場合、前進基地局を使用しなければならない。
- 5 勤務員は、豊中市域内における災害等で、消防相互応援協定に定められた他市消防本部が担当する区域に係る通報に接したとき、速やかに担当消防本部に連絡しなければならない。
- 6 勤務員は、災害等の出場指令体制を迅速かつ適正に行うため、緊密な連携を保持し、協力しなければならない。
- 7 勤務員は、第1項に規定する災害通報を受信し、応急手当の口頭指導が必要と判断したとき、別に定める「救急要請受信時における口頭指導実施要領」（平成23年11月4日豊消指第49号指令情報課長通知）に基づき応急手当の口頭指導を実施しなければならない。

（指令種別）

第9条 指令室は、災害通報を受信したとき、「豊中市消防警防規程」（平成11年消防長訓令第18号）第24条第4項に規定する別表第1「災害種別・出場区分・編成車両一覧」により適切な災害種別を選択し、又は現場最高指揮者からの要請により適切な消防隊等を選択し、別表第4「出場指令要領」により指令しなければならない。

（消防通信の優先順位）

第10条 消防通信の優先順位は、原則として次に掲げる順序によらなければならない。

- (1) 災害通報の受付、災害発見報告及び災害覚知報告
- (2) 出場指令
- (3) 急を要する災害現場通信
- (4) 通信障害等復旧のため急を要する通信
- (5) 出場報告、引揚報告及び帰隊報告並びに救急収容報告
- (6) 前各号以外の通信

（情報の伝達）

第11条 消防計画第9章1（3）に定める災害情報の伝達は、別表第5「災害情報通信例」により行わなければならない。

- 2 指令室は、前項により災害等活動上必要な情報を収集したとき、消防隊等へ無線等により、伝達しなければならない。
- 3 指令室は、必要に応じ次に掲げる関係機関に連絡しなければならない。
 - (1) 大阪府政策企画部危機管理室
 - (2) 豊中市危機管理室
 - (3) 豊中市総務部広報広聴課

- (4) 報道機関（幹事社）
 - (5) その他
- 4 指令室は、次に掲げる事項について庁内放送を行わなければならない。
- (1) 災害情報の速報
 - (2) 気象・地震情報
 - (3) 消防事故概要
 - (4) その他放送依頼のあった事項

（関係機関への出場要請）

第12条 災害活動等に際し緊急に出場を要請する必要がある場合の関係機関は、次に掲げる機関とし、原則として指令室がこれを行う。

- (1) 警察機関
- (2) 豊中市関係部局
- (3) 豊中市医師会
- (4) 日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）
- (5) 大阪ガス株式会社
- (6) 関西電力株式会社
- (7) その他

（システムの運用）

第13条 指令情報課長は、管制業務を行うため、システムの円滑な運用及び適切な管理に努めなければならない。

（移動局等の把握）

第14条 基地局は、陸上移動局及び携帯局（以下「移動局等」という。）の運用統制を行わなければならない。

- 2 基地局は、常に開局し、移動局等の開局及び閉局を把握しなければならない。

（周波数の指定区分及び使用区分）

第15条 周波数の指定区分及び使用区分は、別表第6「周波数指定区分」のとおりとする。

（業務外使用の制限）

第16条 無線設備は、法第52条に定める業務以外の用に供してはならない。

（無線局の開局閉局）

第17条 移動局等は、災害活動、その他の業務で配置場所を離れるときは開局し、開局を基地局に送信しなければならない。

2 移動局等は、配置場所に復し閉局するとき、閉局を基地局に送信しなければならない。

(無線連絡)

第18条 開局中の移動局等は、基地局の呼出しに対して直ちに応じなければならない。

2 災害活動中の移動局等は、基地局との交信が困難な場合には、中継する他の移動局等を指定し、基地局との無線連絡体制を確保しなければならない。

3 無線通信の中継は、次に掲げる場合に行わなければならない。

- (1) 基地局において無線通信の中継を必要と判断し、移動局等を指定したとき。
- (2) 基地局と移動局等又は移動局等相互間における通信において感度不良等の場合、この通信を傍受している基地局又は移動局等が中継可能と判断したとき。

(統制)

第19条 指令室の責任者は、無線通信の円滑を期すため、開局している移動局等に対して、その通話内容の緊急性又は重要度により通話順位を指定するとともに、必要のある時は通話を規制し、重要な通信に支障をきたさないよう統制しなければならない。

2 指令室の責任者は、無線通信の運用上必要と認めるとき、移動局等に対し周波数の切り替えを命じることができる。

3 指令室の責任者は、無線統制に従わない移動局等に対して、直ちに通話等の中止を命じる等適切な措置を講じなければならない。

4 指令室の責任者は、消防通信が輻輳し、又は輻輳する恐れがあるとき、通信の抑制、禁止又は通信の指定等を行い、消防通信運用の円滑を期するため、次による無線統制を行わなければならない。

- (1) 豊中市波 第1 北消防署管内災害対応隊用
- (2) 豊中市波 第2 南消防署管内災害対応隊用
- (3) 豊中市波 第3 警防本部、署指揮本部との交信
- (4) 豊中市救急波 救急隊用
- (5) 府内共通波 大阪府内応援隊用
- (6) 全国共通波 第1 全国広域応援隊用
- (7) 全国共通波 第2 全国広域応援隊用
- (8) 全国共通波 第3 全国広域応援隊用

(周波数の切替え)

第20条 移動局等は、無線通信の運用上必要と認めるとき、基地局の承認を得て周波数

を切替えて運用することができる。

- 2 移動局等の周波数の切替えは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 基地局から切替え指示を受けたとき。
 - (2) 災害現場通信を行うため、当該災害現場の最高指揮者から切替え指示を受けたとき。
 - (3) 故障又は感度不良等により指定周波数で通信を行うことができないとき。
 - (4) 至急通信を行う場合において、指定周波数が通信中のとき。
- 3 前項の規定により周波数の切替えを行った移動局等は、当該周波数により速やかに基地局に通報するものとする。ただし、通報することができないとき、又は必要のないときはこの限りでない。

(通話の基本)

第21条 無線による通話は、災害活動等並びに特に急を要する業務上の連絡及び無線によらなければその目的を達することができない事項に限るものとし、簡潔明瞭に必要な事項のみを通話しなければならない。

- 2 基地局と移動局等又は移動局等相互間が交信中、災害等の発見及び活動等に関し、急を要する情報を送信しようとする基地局又は移動局等は、至急通話を使用することができる。
- 3 無線局の通信方法は、別表第7「無線局の通信方法」のとおりとする。
- 4 無線局の試験通信は、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 車載及び可搬型の陸上移動局にあつては、毎日基地局の統制により行う。
 - (2) 携帯型の陸上移動局にあつては、必要の都度行う。
- 5 基地局が機器調整のため臨時に試験通信を行う時は、開局中の移動局等にその旨を事前に通報するものとし、移動局等がこれを行うときは、基地局の承認を得なければならない。
- 6 基地局の指示により第4項に定める陸上移動局に対して試験電波の発射を行なう時は、所属長は指定時刻に職員を配置しなければならない。
- 7 基地局は、試験通信の結果を無線テスト記録表（第3号様式）により記録しなければならない。

第5章 通信機器等の取扱い

(取扱いの心得)

第22条 通信機器等を取扱う者は、これを愛護し、その機能に精通するとともに、操作の熟達に努め、通信運用の適正を期すよう努めなければならない。

(日常点検)

第23条 所属長は、所属職員に通信機器の点検を行わせなければならない。

- 2 通信機器の日常点検は、外観及び機能点検について行わなければならない。ただし、AVMの機能点検については、指令室の指示により実施しなければならない。
- 3 勤務員の日常点検は、指令管制室機器点検表（第4号様式）及び別表第8「AVM送受信テスト日程表」により実施しなければならない。

（事故発生時等の措置）

第24条 職員は、通信施設等の障害、損傷（以下「故障」という。）又は忘失事故が発生したとき、事故の内容及び発生原因等を所属長に通信施設等の事故等報告書（第5号様式-1）により、速やかに報告するとともに、応急措置をとらなければならない。

- 2 所属長は、前項の報告を受けたとき、通信施設等の事故等報告書（第5号様式-2）により、速やかに消防長に報告しなければならない。
- 3 消防長は、前項の報告を受けたとき、速やかに復旧に必要な措置をとるとともに、通信施設等の修理、調整等を行う場合及び当該施設の停止又は正常な運用を妨げるおそれのある場合は、関係のある所属長に通知しなければならない。

（非常用119番受付電話の取扱い）

第25条 非常用119番受付電話（119番分散受信方式）の取扱いは、別表第9「119番分散受信方式取扱い要領」により運用しなければならない。

（緊急通報システムの取扱い）

第26条 緊急通報システムの取扱いは、「豊中市緊急通報システム事業実施要綱」（平成3年10月1日高齢者支援課相談係）に基づき運用しなければならない。

（聴覚障害者用ファクシミリの取扱い）

第27条 聴覚障害者用ファクシミリの取扱いは、「豊中市難聴障害者用ファックス設置事業要綱」（昭和57年4月1日障害福祉課給付支援係）に基づき運用しなければならない。

第6章 雑則

（簿冊の備付）

第28条 指令情報課は、法第60条に定める無線局の運用に関する業務書類のほか、業務上必要な簿冊を備え、通信施設等に関する各種記録を整備しておかなければならない。

- 2 業務上必要な簿冊のうち毎日の業務報告及び業務記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 指令管制日報 (第6号様式)
- (2) 災害事案一覧 (第11号様式)
- (3) 指令記録 (第7号様式-1)
- (4) 災害情報記録 (第8号様式)
- (5) 救急事案一覧 (第10号様式)
- (6) 救急活動記録 (第7号様式-2)
- (7) 119受付表 (日計) (第12号様式)
- (8) 指令所要時間 (第13号様式)
- (9) 病院照会日報 (第14号様式)
- (10) 無線業務日誌 (第9号様式)
- (11) ドクターカー出場要請記録日報 (第15号様式)
- (12) その他必要と思われるもの

(指令管制業務統計)

第29条 指令情報課長は、次に掲げる統計等を作成しなければならない。

- (1) 年統計、年度統計及び必要の都度集計する指令管制統計
- (2) その他必要と思われるもの

(委任)

第30条 この要綱の施行に関し、必要な事項は指令情報課長が定める。

附 則

(平成22年1月4日 豊消総第481号消防長通知)

- 1 この要綱は、通知の日から施行する。
- 2 消防指令管制業務実施規程 (平成9年4月1日 消防長訓令第16号) は廃止する。

附 則

(平成23年4月21日 豊消指第8号消防長通知)

- 1 この要綱は、通知の日から施行する。

附 則

(平成23年12月1日 豊消指第56号消防長通知)

- 1 この要綱は、通知の日から施行する。

災害受付表

受付者

住所	町
氏名	
年齢	才
性別	男 ・ 女
<u>現在の症状</u>	(交通事故・転院の時は下の*を確認すること) その症状は、いつ頃から・・・ 意識(有・無)呼吸(有・無) 口頭指導も忘れずに！！
既往歴	
かかりつけ病院	病院 (連絡 有 ・ 無)
現在かけている電話番号	— —

〈事案によつての確認事項〉

* 交通事故	・ 負傷者数 (名)
	・ 閉じ込めの有無 (有 ・ 無)

* 転院	・ 転院先D r 名
	・ 同乗者 (D r ・ 看護師 ・ 家族 ・ なし)
	・ 必要資器材 (点滴 ・ 酸素)

発生場所 又は 地 域	通報者				
	電話番号				
覚知日時	月 日 時 分	覚知方法	119・警電・加入・その他		
通報内容					
	火災 救助 救急 自火報 浸水 落雷 問い合わせ 苦情 その他 ()				
人的 被害	死者	人	負傷者	人	
	行方不明者	人	要救助者	人	
住家被害	種別	被害程度	戸数	棟数	罹災者
	浸水	全壊・半壊 一部破損 床上 床下	戸	棟	世帯 人
	崖崩れ	全壊・半壊 一部破損	戸	棟	世帯 人
	風害	全壊・半壊 一部破損	戸	棟	世帯 人
公共建物	全壊・半壊 一部破損 床上 床下		棟		
	その他	全壊・半壊 一部破損 床上 床下		棟	
その他被害	田・畑 道路 橋梁 歩道橋 河川 池	<input type="checkbox"/> 流水 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 冠水 <input type="checkbox"/> 溢水 <input type="checkbox"/> 決壊 <input type="checkbox"/> 破損	署所出場隊 <input type="checkbox"/> 本 部 <input type="checkbox"/> 北本署 <input type="checkbox"/> 新千里 <input type="checkbox"/> 原 田 <input type="checkbox"/> 桜井谷 <input type="checkbox"/> 蛸 池 <input type="checkbox"/> 東泉丘 <input type="checkbox"/> 南本署 <input type="checkbox"/> 服 部 <input type="checkbox"/> 小曾根 <input type="checkbox"/> 克 明 <input type="checkbox"/> 桜 塚 <input type="checkbox"/> 大 池 <input type="checkbox"/> 蛸 池 <input type="checkbox"/> 桜井谷 <input type="checkbox"/> 熊野田 <input type="checkbox"/> 上新田 <input type="checkbox"/> 中豊島 <input type="checkbox"/> 長興寺 <input type="checkbox"/> 南豊島 <input type="checkbox"/> 原 田 <input type="checkbox"/> 豊 島 <input type="checkbox"/> 小曾根 <input type="checkbox"/> 庄内北 <input type="checkbox"/> 島 田 <input type="checkbox"/> 庄内東 <input type="checkbox"/> 庄内西	車 種：P. T. R. A その他 () 台 数： P 台. T 台. R 台 A 台. その他 台 合計人員：	
		消防の対応			

(水防本部連絡 時 分 ・ 発信者 受信者)

第3号様式

無線テスト記録表

平成	年	月	日	曜日	時 分 ~ 時 分						試験	天候	実施者				参考事項			
					時	分	時	分	時	分			予備化	予備A	予備P	その他				
本部																				
	タンク	ポンプ	ポンプ	化学	梯子	梯子	救助	救急	8CH	水槽車	指揮車	現指本	司令車	予備化	予備A	予備P	その他			
北本署																				
東泉丘																				
原 田																				
蛭 池																				
桜井谷																				
新千里																				
南本署																				
小曾根																				
服 部																				

参考 1~3CH-市内波 4CH-府内波 5CH-全国共通波1 6CH-全国共通波2 7CH全国共通波3 8CH-防災相互波(消防系)
 8CH-救急波 (救急系)

本様式は、車両配置変更に伴い、その都度変更する。

※印-防災相互波未実装

第 5 号様式 - 1

年 月 日

所 属 長 様

所属係名

階級 氏名

印

通 信 施 設 等 の 事 故 等 報 告 書

事 故 種 別	忘 失 ・ 損 傷 ・ 障 害 その他 ()
事 故 等 の 通 信 施 設 (機 器)	
事 故 等 の 理 由	

* 事故等の理由欄に書ききれない場合は、別紙を添付のこと。

第 5 号様式 - 2

年 月 日

消 防 長 様

所 属 長

通 信 施 設 等 の 事 故 等 報 告 書

事 故 種 別	忘 失 ・ 損 傷 ・ 障 害 その他 ()
事故等の通信 施設 (機器)	
事故等の理由	
指令情報課 処 置 欄	

* 事故等の理由欄に書ききれない場合は、別紙を添付のこと。

第6号様式

< 指令管制日報 > (20 年 月 日 AM8:00~翌AM8:00)

年 月 日 08時00分

指令管制11表

	区分	累計	昨年 同時期件数	増減数	昨年中 累計件数
火 災	総件数 (うち放火)				
	建物				
	車両				
	その他				
救急					
その他 災害	総件数				
	警備				
	救助				

指令情報課 第 指令管制係

種別	署	本日		署累計	月間累計	本部累計
火災	北署					
	南署					
救急	北署					
	南署					
警備	北署					
	南署					
救助	北署					
	南署					

引継ぎ事項等

死者	昨年中死者	負傷者	昨年中負傷者

気象情報1 月 日 時 分

気象情報2 月 日 時 分

〈 指令記録 〉

第7号様式一1

災害管理番号		災害事案番号																	
受付時刻	/ / /	: :	()	覚知時刻	/ / /	: :	()												
災害種別				覚知種別															
災害住所													地域						
災害点名													電話番号						
指令目標													方位		距離				
追記													受持署		地図頁				
住所任意		目標物任意		管轄消防団									消防団分区						

通信員1		通報者1			
通信員2		通報者2			
通信員3		通報者3			
通報内容					

気象情報	風向		気温		気圧					
	平均風速		最大風速		相对湿度		実行湿度			
事案経過	誤報案内				処理開始		処理終了		帰署	: :

連絡先1		時刻		連絡先扱者		消防側扱者	
連絡先2		時刻		連絡先扱者		消防側扱者	
連絡先3		時刻		連絡先扱者		消防側扱者	
連絡先4		時刻		連絡先扱者		消防側扱者	
連絡先5		時刻		連絡先扱者		消防側扱者	

〈 災 害 詳 細 〉

災害詳報 1		災害詳報 2	
建物構造		被害状況(火災)	
現場警察官		要救助者	
火災本部番号		負傷者	
火災署別番号		被害状況(風水)	
救助本部番号			
救助署別番号			
警戒本部番号			
警戒署別番号			
経過 9			
経過10			

災害詳報 3			
		他通報件数119	
		他通報件数携帯	
		他通報件数加入	
		延焼面積(m2)	
		被害面積(m2)	
		漏油量(L)	

＜救急活動記録＞

救急詳細 1		救急詳細 2	
DC出場番号		口頭指導	
経過2		口頭指導員	
経過3		口頭指導対象者	
経過4		DC出場基準	
経過5		指導事項	
経過6		ドッキング-P	
経過7		DC要請者	
経過8		DC要請区分	
経過9		通報者	
経過10		傷病程度	

救急詳細 3		救急詳細 3	
DC要請時刻	/ / : :	他通報件数119	
DC到着時刻	/ / : :	他通報件数携帯	
DC途中停止時刻	/ / : :	他通報件数加入	
安心センターから		延焼面積(m2)	
		被害面積(m2)	
		漏油量(L)	

第9号様式

無線業務日誌

		係	主査	係長	課長補佐	主幹	課長
平成 年 月 日		曜日		天候			
無線従事資格者氏名		氏名					印
	火災	警戒救助	救急	業務	試験	計	M
豊中市波第1	151.71MHz						
豊中市波第2	150.17MHz						
豊中市波第3	154.07MHz						
府内共通波	153.53MHz						
全共第1	150.73MHz						
全共第2	148.75MHz						
全共第3	154.15MHz						
防災相互波	158.35MHz						
豊中市	T 147.50MHz						
救急波	R 143.50MHz						
署活動波第1	466.425MHz						
署活動波第2	466.500MHz						
1日の通信回数							
不良通信の状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
機器の故障状況等	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
電波の規正	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
電波法第74条第1項	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
第80条第2項 関係	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
その他 必要事項							

〈救急事案一覧〉

頁数：

印刷日付 : / / :
 受付日付 : / / : ~ / /
 出場車両 :

項番	受付日時	災害種別			最終搬送先病院
	覚知日時	車両名称	災害住所		切断種別
	事案番号	通報内容			
1					
2					
3					
4					
5					

〈災害事案一覧〉

頁数：

印刷日付 : / / :
 受付日付 : / / : ~ / / :

項番	受付日時	災害種別				市民案内
	覚知日時	災害住所				切断種別
	事案番号	通報内容				
1						
2						
3						
4						
5						

第15号様式

ドクターカー出場要請記録日報

平成 年 月 日

項番	事案番号	覚知月日	受付時刻	指令時刻	DC要請時刻	DC到着時刻	事故種別	出場隊	要請者	要請区分	傷病程度
	通報内容										
	DC番号		出場基準								
1					:	:					
	通報内容										
2					:	:					
	通報内容										
3					:	:					
	通報内容										

消 防 通 信 の 種 別

通信区分	通信種別	内 容
災害通信	災害通報受付	指令室における火災報知専用電話その他の通信施設による災害等の発生通報の受付
	災害発見報告	災害等（怪煙を含む。）を発見した時の報告
	災害覚知報告	駆付又は加入電話等により災害等（怪煙を含む。）を覚知した時の報告
	災害現場通信	災害等の現場において行う情報の連絡、活動の指示又は災害等の状況についての報告
	救急収容報告	救急隊が傷病者を医療機関へ収容した時の報告
	出場引揚帰隊報告	消防隊等が出場、引揚げ又は帰隊した時の報告
指令通信	出場指令	消防隊等の出場に関する指令
	引揚指令	出場消防隊の規模を縮小又は出場途上において引揚げを命じる指令
	取消指令	出場指令を取り消すための指令
	訓練指令	署所との応答を必要とする訓練のための指令
	試験指令	指令電話の機能を確認するための指令
	進駐指令	災害発生地域の警備体制の補充のため他の署所に出場させる指令
連絡通信	訓練通信	訓練現場等において行う活動の指示又は訓練進捗状況等についての報告
	業務連絡	本部及び署所間等の業務連絡
	試験通信	有線設備又は無線設備の機能確認等の試験のために実施する通信

別表第 2

消 防 通 信 機 器 の 種 類

区分	機器・装置の名称	設置場所等	備 考
有線通信及び指令関係機器	指令台	指令室	災害通報受付、災害点決定、出場指令、無線交信
	指揮台	指令室	災害情報処理の指揮・監督、指令台の機能
	地図検索装置	指令室	災害点検索、水利情報表示、地点入力、車両位置表示
	総合情報表示盤 車両運用表示部 支援情報表示部 多目的情報表示部 固定情報表示部	指令室	火災報知専用電話着信、障害状況表示等の表示 各種情報表示、台風情報等TV表示
	音声合成装置	指令室	指令電文・災害情報・気象情報等の自動音声合成
		指令室	消防団員の指令・消防職員の非常招集時にオートダイヤル
	消防団 FAX 出力装置	指令室	消防団への指令書自動送信
	受令装置	署所	指令情報等の受信、処理
	録音装置	指令室	通報、指令、情報連絡等の録音
	気象観測装置	指令室	気象観測情報の記録
	大阪府医療情報端末装置	指令室	医療情報の検索・表示
	その他関連機器	指令室	各装置・機器の補助機能
	受令装置	指令室	指令情報等の受信、車両動態・立寄設定
	指令プリンター	指令室、署所	指令書の印字
	入出力端末装置	本部、署所	各種情報、災害報告の入力
電話機、庁内交換機	本部、署所	一般加入回線、本部直通電話の発着信及び交換	
無線通信関連機器	基地局無線装置	本部	移動局との無線交信
	無線統制台	本部	災害情報受付、無線統制
	AVM 処理装置	本部	移動局からの AVM 信号の解析・表示
	AVM 端末装置	車両	車両動態の入力
	車載端末装置	車両	指令・地図・支援情報表示
	車両動態位置管理装置	指令室	AVM、カーロケーションシステムの管理
	消防系車載無線機	車両	災害時等における消防隊等の連絡通信、その他業務
	消防系可搬型無線機	本部、署	災害時等における消防隊等の連絡通信
	救急系車載無線機	救急車	災害時等における消防隊等の連絡通信
	消防系携帯型無線機	本部、署、団	災害時等における消防隊等の連絡通信、その他業務
	署活動系携帯無線機	本部、署、団	災害時等における消防隊等の連絡通信
	市地域防災無線機	本部、署	災害時等における関係機関相互の連絡通信
	市防災行政無線同報系受信機	本部、署所	防災情報の受信
	府防災行政無線機	本部	府及び府内関係機関との連絡
携帯電話機	本部、署所	災害時等における消防隊等の連絡通信、関係機関との連絡	

別表第 3

A V M 端末装置項目（消防車両）

項 目	内 容
出 場	災害出場する時に押下する。
現 着	現場に到着した場合に押下する。
開 始	放水を開始した場合に押下する。 （放水開始、停止を繰り返した場合は、その都度押下する。）
完 了	放水を停止した場合に押下する。 （放水開始、停止を繰り返した場合は、その都度押下する。）
現 待	現場待機の状態、二次火災等への出場が不能な場合に押下する。
引 揚	災害出場可能な状態で、現場引揚げする場合に押下する。
引 不	災害出場不可能な状態で、現場引揚げする場合に押下する。
署 外	パトロール中等で、現場出場が可能な場合に押下する。
署 不	訓練中等で、すぐに現場に出場できない場合に押下する。
帰 署	署所に帰署した場合に押下する。 （車両設定装置で必ず確認すること。）
不 能	車の故障等で、出場不能な場合に押下する。

A V M 端末装置項目（救助車両）

項 目	内 容
出 場	災害出場する時に押下する。
現 着	現場に到着した場合に押下する。
開 始	救助作業を開始した場合に押下する。
完 了	救助作業を終了した場合に押下する。
現 待	現場待機の状態、二次災害等への出場が不能な場合に押下する。
引 揚	災害出場可能な状態で、現場引揚げする場合に押下する。
引 不	災害出場不可能な状態で、現場引揚げする場合に押下する。
署 外	パトロール中等で、現場出場が可能な場合に押下する。
署 不	訓練中等で、すぐに現場に出場できない場合に押下する。
帰 署	署所に帰署した場合に押下する。 （車両設定装置で必ず確認すること。）
不 能	車の故障等で、出場不能な場合に押下する

A V M 端 末 装 置 項 目 （ 救 急 車 両 ）

項 目	内 容
出 場	災害出場する時に押下する。
現 着	現場に到着した場合に押下する。
病 向	病院へ向う時に押下する。
病 着	病院到着した時に押下する。
引 揚	災害出場可能な状態で、病院引揚げする場合に押下する。 (傷病者不搬送の場合は、病院引揚げの時に押下する。)
引 不	災害出場不可能な状態で、病院引揚げする場合に押下する。
署 外	パトロール中等で、現場出場が可能な場合に押下する。
署 不	訓練中等で、すぐに現場に出場できない場合に押下する。
帰 署	署所に帰署した場合に押下する。 (車両設定装置で必ず確認すること。)
不 能	車の故障等で、出場不能な場合に押下する。
接 触	傷病者等と接触した時に押下する。
収 容	傷病者を車両等収容時に押下する。

別表第 4

出 場 指 令 要 領

指 令 要 領 等		
予 告 指 令	『予告指令「災害分類別入電中」〇〇町名〇丁目 以上』	
本 指 令	災害種別	指 令 内 容
	火 災	『「火災災害分類別」第〇出場 出場指令〇〇町名〇丁目〇番〇号 (対象物名等) 出場隊 (署所名、車種と呼称、以下同じ) 以上』 (通報概要は、出場後無線にて一斉連絡する。)
	救 助 警 戒	『「救助・その他災害分類別」第〇出場 出場指令〇〇町名〇丁目〇番〇号 (対象物名等) 出場隊 (署所名、車種と呼称、以下同じ) 以上』 (通報概要は、出場後無線にて一斉連絡する。)
	救 急	『救急指令「救急災害分類別」第〇出場 出場指令〇〇町名〇丁目〇番〇号 (対象物名等) 出場隊 (署所名、車種と呼称、以下同じ) 以上』 (通報概要は、出場後無線にて一斉連絡する。)

別表第 5

災害情報通信例（火災・救助・警戒）

項目	細目	内 容	使用 周波数	端末操作（受令装置・AVM）	指 令 管 制 係
出場 指令	各署所は 出場隊確認	車両表示板の出場指令車両名が赤点滅する。 受令装置の了解ボタンが点灯する。		受令装置の了解ボタンを押下 「指令放送後」AVMの出場を押下	出場指令要領（別表第4）に基づく 音声出場指令
出場	指令管制係 が情報伝達	「とよしょう〇〇出火出場」の連絡は不要 （AVMで操作済のため） ただし、隊編成以外の車両が出場する場合は連 絡する。 （連絡がない場合コンピュータの隊管理に支 障をきたし、車両の時間関係等も反映されな い。）	豊中市 波第1		出火場所の補正、目標、119番 通報本数 気象情報（風向・風速・注意報等）、 通報内容、第2、第3報による追 加情報の連絡 ※梯子車情報、支援情報の連絡 ※関係機関（警察・大阪ガス・ 関西電力等への連絡）
出場 途上	火煙の確認	「〇〇付近通過 火煙「赤」あり（炎） 火煙「黒」あり（黒煙） 火煙「白」あり（白煙） 火煙なし」	豊中市 波第1		
	部隊増強 要請	第2出場区分または増隊が必要な場合は要請 する。 （「黒煙あり」の連絡で自動的に第2出場には ならず、第1出場区分で防ぎよできないと判断 した場合に要請する。）	豊中市 波第1		第2出場区分または増隊の要請が あれば、出場指令要領（別表第4） に基づく音声出場指令

項目	細目	内 容	使用 周波数	端末操作（受令装置・AVM）	指 令 管 制 係
出場 途上	通行障害	「とよしょう〇〇 現在 踏切待ち」 「とよしょう〇〇 〇〇〇〇線（街道）〇〇 付近で交通渋滞のため、到着が遅れる。」	豊中市 波第1		
現場 到着	現場到着	最先着分隊長または指揮車のみ「とよしょう 〇〇現場到着」	豊中市 波第1	各隊は AVM の現場到着を押下	
	指揮宣言	最先着分隊長、最先着小隊長または中隊長は現 場到着時「指揮宣言」する。	豊中市 波第1		
	燃焼状況	「〇〇が燃えたもので、すでに鎮火している。」 「2階建木造住宅の2階部分延焼中」 「耐火造7階建マンションの5階1室延焼中」	豊中市 波第1		
	部隊増強 要否	「第2出場を要請する。」 「ポンプ車・タンク車2隊増隊要請」 「室内から若干の煙が出ているが、第1出場で 防ぎよできる。」	豊中市 波第1		第2出場区分または増隊の要請が あれば指令放送
	放 水			AVMの開始を押下 AVMの完了を押下	指令台の地図検で各分隊の活動状 況を把握

項目	細目	内 容	使用 周波数	端末操作（受令装置・AVM）	指 令 管 制 係
現場指揮本部	指揮本部 設置及び 命令	「現場指揮本部は〇〇の〇〇側に設置」 「第〇出場の分隊は、指揮本部に集結せよ。」 「第2出場の各隊は水利部署し、待機せよ。」 「〇〇隊は火点〇側に部署せよ。」	豊中市 波第1		
現 場 活 動 に は 4 0 0 メ ガ ヘル ツ 使 用					
現場情報及び活動状況	正確な住所 焼損程度 り災世帯	<p style="text-align: right;">名称 職業</p> <p>「〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇〇) 〇〇 氏名 〇〇〇 〇〇歳 〇世帯〇名」 屋根・壁体の構造 用途 「〇〇造 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇棟〇戸 建面積〇〇㎡延面積〇〇㎡のうち〇階〇〇㎡ 焼損」</p>	豊中市 波第2		報道機関へルート連絡 平日昼間は市役所広報広聴課 → 新聞社
	人命検索 死傷者の 有無	<p>「要救助者なし。」 「死傷者なし。」 「火元〇階に要救助者〇名ある模様、検索中」 「救助隊が〇〇から〇名救助、引き続き検索を 行っている。」 「負傷者 会社員 〇〇〇〇 〇〇歳 顔面 熱傷 〇〇救急隊が〇〇病院へ搬送中」</p>	豊中市 波第2		必要救急隊数の確認
	防ぎょ状況	<p>「〇側へ延焼中であるが、包囲体制完了」 「木造住宅の2階〇〇㎡が焼損し、現在鎮圧 状態」</p>	豊中市 波第2		

災 害 情 報 通 信 例 (救急)

項目	細目	内 容	端末操作 (受令装置・AVM)	指 令 管 制 係
出場指令	各署所は 出場確認	車両表示板の出場指令車両名が赤点滅する。 受令装置の了解ボタン点灯	受令装置の了解ボタンを押下 「指令放送後」AVMの出場を押下	出場指令要領 (別表第 4) に基づく 指令 AVM 指令は必ず行う。 口頭指導が必要な場合には、適切な指導を行うとともに、ドクターカー要請基準に適合する場合には、ドクターカー同時要請を行う。
出場	指令管制係 が情報伝達	「とよしょう〇〇救急出場」		傷病者の年齢・性別・状態等を 連絡
現場到着	現場到着	CPA 状態等であれば、ドクターカー又はポンプ隊等の増隊要請をする。	AVMの現着を押下	増隊・ドクターカー出場要請があれば、出場指令要領 (別表第 4) に基づく音声出場指令又はドクターカー出場要請を行う。
病院向	傷病者観察 病院選定	傷病者を観察し、病院の選定を行う 「とよしょう〇〇、〇〇病院へ向う。」	AVMの病向を押下	
病院着	病院到着		AVMの病着を押下	

病院引揚げ	病院引揚げ	「とよしょう〇〇病院引揚げ、傷病名〇〇〇〇」	出場可能であればAVMの引揚を押下 出場不能であればAVMの引不を押下	
帰署	帰 署		AVMの帰署を押下	

項目	細 目	内 容	使用周波数	端末操作（受令装置・AVM）	指 令 管 制 係
	出場区分の切り換え	「第1出場に切り換える。」	豊中市波第1	現場待機中では出場不能な分隊は、AVMの現待を押下	
	鎮 圧	「火災は鎮圧した。」	豊中市波第1		「鎮圧了解、〇〇時〇〇分」 「火勢鎮圧」 ボタンを押下
	鎮 火	「火災は鎮火した。」	豊中市波第1		「鎮火了解、〇〇時〇〇分」 「火勢鎮火」 ボタンを押下
引揚げ		「とよしょう〇〇現場引揚げ」 (出場隊全てが連絡する。)	豊中市波第1	出場可能分隊は、AVMの引揚を押下 出場不能分隊は、AVMの引不を押下	

り災状況	調査係 詳報連絡	<p>「火元は、岡上の町1丁目8番24号 会社員 消防 太郎 56歳 1世帯5名、木造瓦葺モルタル塗 2階建住宅 1棟1戸建面積40㎡延面積75㎡のうち2階35㎡焼損及び1階水損」</p> <p>※類焼についても上記の要領で連絡する。</p> <p>「負傷者については、消防 太郎の妻 花子 50歳 主婦 顔面熱傷I度、北本署救急隊が市立豊中病院へ搬送」</p>	豊中市 波第1 ・第2 又は 携帯 電話		
帰署	帰 署	「とよしょう〇〇帰署」	豊中市 波第1	AVMの帰署を押下	

別表第 6

周 波 数 指 定 区 分

系統	周波数区分	周波数 (値)	指定区分	区 分
消 防 系	豊中市波第 1	1 5 1 . 7 1 MHz	消防車両の 常用周波数	出場指令、通常業務 及び災害活動
	豊中市波第 2	1 5 0 . 1 7 MHz		出場指令、通常業務 及び現場情報
	豊中市波第 3	1 5 4 . 0 7 MHz		出場指令及び豊中市波 第 1、第 2 のふくそう時
	大阪府内共通波	1 5 3 . 5 3 MHz		府内各消防本部との 連絡
	全国共通波第 1	1 5 0 . 7 3 MHz		他府県各消防との連絡
	全国共通波第 2	1 4 8 . 7 5 MHz		
	全国共通波第 3	1 5 4 . 1 5 MHz		
	防災相互波	1 5 8 . 3 5 MHz		「大阪国際空港に關する 航空機災害等に係わる 防災相互無線の運用 に関する確認書」(昭和 6 3 年 5 月 1 6 日)によ り運用
救 急 系	豊中市救急波	T 1 4 7 . 5 0 MHz	救急車両の 常用周波数	出場指令及び救急活動
		R 1 4 3 . 5 0 MHz		
活 動 系	豊中市署活動波第 1	4 6 6 . 4 2 5 MHz		現場での災害活動
	豊中市署活動波第 2	4 6 6 . 5 0 0 MHz		

無 線 局 の 通 信 方 法

項目	通 信 方 法	留 意 事 項							
呼 出 し	普通通話の呼出し	1. (通話開始前の注意) 通信を開始しようとするときは、他の通信に混信を与えないかどうかを確かめ、もし他の通信に混信を与える恐れがあるときは、その通信が終了した後でなければ通信を開始してはならない。 2. (識 別 名 称)							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各 局</td> <td>同一通信系を構成する無線電話局の全てを呼出す場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各移動</td> <td>同一通信系を構成する移動局の全てを呼出す場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各 隊</td> <td>同一通信系を構成する移動局のうち災害出動中の移動局の全てを呼出す場合</td> </tr> </table>		区 分	内 容	各 局	同一通信系を構成する無線電話局の全てを呼出す場合	各移動	同一通信系を構成する移動局の全てを呼出す場合	各 隊
	区 分	内 容							
	各 局	同一通信系を構成する無線電話局の全てを呼出す場合							
	各移動	同一通信系を構成する移動局の全てを呼出す場合							
	各 隊	同一通信系を構成する移動局のうち災害出動中の移動局の全てを呼出す場合							
1. 自局の呼出し名称 1回 2. から 1回 3. 相手局の呼出名称 (または識別名称) 1回									
至急通話の呼出し 1. 至急 2回 (または「5秒の一斉音」1回) ※喚起音ボタンを押す。									
2. 自局の呼出名称 1回 3. から 1回 4. 相手局の呼出名称 (または識別名称) 1回									
	注. 特定地域の無線電話局の全てを呼出す場合は、識別名称に地域名を冠する。 3. (至急通話の優先取扱い) (1) 至急通話の通信は、普通通話の通信中に割り込んで行うことができる。 (2) 普通電話を通信中の無線電話局は、他の無線電話局が至急通話の通信を行うための呼出し、または通信開始の要求を聴取したときは、ただちに普通通話の通信を中止するものとする。								
再 呼 出 し		呼出しを行っても相手局の応答がないときは、その呼出しを行った無線電話局は、10秒以上の間隔をおいてさらに2回呼出しを行わなければならない。それでも、なお、応答がないときは、1分以上経過した後でなければ再び呼出しを行ってはならない。ただし、他の通信に混信を与えるおそれがないと認められる場合、又は至急通話の送信を行う場合はこの限りでない。							

項目	通 信 方 法	留 意 事 項
呼出しの中止等	<p>混信を与える無線電話局の呼出名称が判明している場合</p> <p>1. 混信を与える無線電話局の呼出名称 1回</p> <p>2. しばらく待て 1回</p> <p>混信を与える無線電話局の呼出名称が不明の場合</p> <p>しばらく待て 1回</p>	<p>自局の呼出しが他のすでに行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、ただちに、その呼出しを中止しなければならない。</p>
応答	<p>基地局が普通通話の呼出しに対して応答する場合</p> <p>1. 相手局の呼出名称 1回</p> <p>2. どうぞ（または「しばらく待て」） 1回</p> <p>基地局が至急通話の呼出しに対して応答する場合</p> <p>1. 至急 2回</p> <p>2. 相手局の呼出名称 1回</p> <p>3. どうぞ 1回</p>	<p>ただちに受信できない場合は、「どうぞ」に代えて「しばらく待て」を送信する。</p>
応答	<p>基地局以外の無線電話局が普通電話の呼出しに対して応答する場合</p> <p>1. 自局の呼出名称 1回</p> <p>2. です 1回</p> <p>3. どうぞ（または「しばらく待て」） 1回</p> <p>基地局以外の無線電話局が至急電話の呼出しに対して応答する場合</p> <p>1. 至急 2回</p> <p>2. 自局の呼出名称 1回</p> <p>3. です 1回</p> <p>4. どうぞ 1回</p>	
不確実な呼出しに対する応答	<p>1. 自局の呼出名称 1回</p> <p>2. です 1回</p> <p>3. さらに 1回</p> <p>4. どうぞ 1回</p>	<p>1. 自局に対する呼出しであるが、呼出しを行った無線電話局の呼出名称が不明である場合は応答するものとする。</p> <p>2. 自局に対する呼出であることが明らかでない呼出しを聴取したときは、それが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが判明するまで応答しないものとする。</p>

項目	通 信 方 法	留 意 事 項
通話の送信	<p>1. — 通信事項 —</p> <p>2. どうぞ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通話の送信の速度は、日常の会話における速度を標準とする。 2. 通話の送信が30秒以上にわたるときは、至急通話の割り込み等を容易にするため約20秒ごとに2、3秒間電波の発射を中止しなければならない。 3. 通信の途中において相手局を1分間以上待たせる必要のあるときは、原則としてその通信を一度打ち切り、他の無線電話局に通信の機会を与えなければならない。 4. 基地局は、出動指令等急を要する場合は、至急2回（または「5秒の一斉音1回」）の送信に引き続き通話の送信を行うことができる。 5. 急を要する通話であって相手局の受信が確実である場合は、応答を待たずに呼出しに続けて通話の送信を行うことができる。この場合、指令を受けた移動局の現場到着の報告及び引揚げをするときの通話等も含むものである。 6. 呼出しに対する応答があった場合は、相手局から「しばらく待て」の送信があった場合を除き、ただちに通話の送信を行わなければならない。
通話の解信	<p>受信局が単数の場合</p> <p>受信局が2以上の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自局の呼出し名称 2. 了解 	<p>了解</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>通話を受信したときは、折り返し解信を行わなければならない。</p> <p>受信局が2以上ある場合は、移動局にあっては、呼出符号の数の少ない本署から出張所の順とし、基地局が指示するものとする。</p>
再送要求	<ol style="list-style-type: none"> 1. さらに 2. どうぞ 	<p>1回</p> <p>1回</p> <p>通話内容が不明確な場合、再送の要求を行なうことができる。</p>
解信の要求	<p>受信局が単数の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 了解か 2. どうぞ 	<p>1回</p> <p>1回</p> <p>通話の送信終了後約5秒以上経過しても受信局が解信しないときは解信要求を行なうことができる。</p>

項目	通信方法	留意事項
解信の要求	受信局が2以上の場合 1. 相手局の呼出名称 1回 2. 了解か 1回 3. どうぞ 1回	
解信の終了	1. 以上 1回 2. 自局の呼出名称 1回	通信の終了は、呼出を行なった無線電話局が送信しなければならない。

指令通信等の通信方法

項目	通信方法	留意事項
通信の開始	1. 自局の呼出名称 1回 2. から 1回 3. 相手局の呼出名称（または識別名称） 1回 4. ー通信事項ー 1回	1. 基地局の行なう災害出動の指令（救急出動を除く。）は、相手局の注意を喚起するため5秒の一斉音1回送信するものとする。 2. この通信方法は、指令通信のほか、これに類する通信方法にも準用する。

試験電波の発射方法

項目	通信方法	留意事項
試験電波の発射方法	1. 自局の呼出名称 1回 2. ただいま 1回 3. 本日は晴天なり 2回	

(災害時における無線通信の略称)

略号	呼称	用語	備考
01	まるいち	放火	
02	まるに	行方不明	
03	まるさん	自損行為	
04	まるよん	死者	
05	まるご	生活保護	
06	まるろく	性器関係	
07	まるなな	癌	
08	まるはち	精神者	
09	まるきゅう	危篤状態	
10	いちまる	重症	
11	いちいち	警察	
12	いちに	伝染病	
13	いちさん	一人暮らしの高齢者	略号の後に、『担架搬送』、『要介護』 又は『自力避難可』を付け加える。 (例1) 本件、13 自力避難可 (例2) 本件、16 担架搬送
14	いちよん	視覚障害	
15	いちご	聴覚障害	
16	いちろく	四肢障害	
17	いちなな	内部疾患	
18	いちはち	知的障害	
19	いちきゅう	言語障害	

AVM送受信テスト日程表

○印 実施日

	本 部	北本署	東泉丘	原 田	蛭 池	新千里	桜井谷	南本署	小曾根	服 部
1日		○								
2日			○							
3日				○						
4日					○					
5日						○				
6日							○			
7日								○		
8日									○	
9日										○
10日	○									
11日		○								
12日			○							
13日				○						
14日					○					
15日						○				
16日							○			
17日								○		
18日									○	
19日										○
20日	○									
21日		○								
22日			○							
23日				○						
24日					○					
25日						○				
26日							○			
27日								○		
28日									○	
29日										○
30日	○									
31日	* 指令情報課が指定した署所にて点検を行う。									

AVMボタンテスト要領

1、1回のテストは下記の押下パターン(1)、(2)、(3)のうち任意のパターンを一つ選択して行う。

2、月間においてはパターン(1)～(3)の全てを行う。

3、押下パターン

パターン1 パターン2

パターン3

<注意> 予備車の場合は必ず不能状態に戻すこと。

別表第 9

1 1 9 番分散受信方式取扱い要領

地元電話局は正常に運用しているが、中継局、豊中局、消防本部及び回線ルート上のいずれかに障害が発生し、消防本部で1 1 9番を受信できない場合、分散受信方式に切替えて1 1 9番受付け体制を確保する。

1 1 1 9 番分散受信用電話設置場所

設置場所	地元電話局	電話番号
新千里出張所	千里局	6872-0119
	西吹田局	
桜井谷出張所	豊中局	6840-0119
	石橋局	
服部出張所	服部局	6865-0119
南本署	庄内局	6334-3451
	十三局	

2 1 1 9 番障害時の対応

- (1) 指令室は、N T Tからの連絡或いは独自に1 1 9番回線の障害を認知した場合は、障害状況により分散受信方式運用の可否を判断する。
- (2) 分散受信方式への移行が必要と判断した場合は、直ちに分散受信方式への切替えをN T Tに要求する。
- (3) 該当する分散受信用電話場所に対して、1 1 9番分散受信体制への移行を伝達する。

- (4) 指令室は、全ての通信回線を活用し、署所から災害通報等の連絡体制を維持するよう努める。

3 119番分散受信用電話受付方法

- (1) NTTの切替え操作及びテストが終了すれば、119番分散受信用電話の使用が可能となるので、災害通報受付体制を整える。
- (2) 電話の着信ベルが鳴れば適確に災害種別、発生場所、事故概要、通報者氏名、電話番号等を聴取し、受付時刻とともに速やかに指令室に報告する。
(消防指令管制業務実施要綱第1号様式「災害受付表」を準用する。)
- (3) 災害発生場所が自署所管内であれば、災害に対応した消防車両で出場する。

4 119番分散受信用電話回線通話テストの要領

- (1) 通話テストは、指令室、該当署所、NTTの3者が事前連絡を行った後に実施する。
- (2) 通話テストは、次のとおりとする。
 - ア 定期通話テスト
毎年4月に実施する。
 - イ 臨時通話テスト
当該回線の工事やルート周辺の回線障害が発生した場合等、必要の都度行う。
- (3) 通話テスト応答方法
電話の着信ベルが鳴れば受話器を取り、電話局担当者との通話で雑音等がなく音声も良好であれば「〇〇局〇番ユニット良好です。」と応答し、受話器をおく。
- (4) 通話テスト結果
異常の有無を指令室に報告し、指令室は結果報告を記録する。